

平成25年(ヨ)第10009号 地位保全仮処分命令申立事件

債権者 吉井 康雄

債務者 学校法人 大阪経済大学

主張書面 (1)

平成25年3月27日

大阪地方裁判所 第5民事部 保全1係 御 中

債権者代理人

弁 護 士 関 川 信 也

1 労使慣行の存在

甲8は、乙2の地位保全仮処分申立事件(御庁平成17年(ヨ)第10015号)において債務者が提出した書面であるが、当時、推薦委員会が実質審査をしておらず、「特任教員任用基準」に該当するか否かの形式上の判断をしているにすぎず、本人が特に反対の意向を示さない限り、推薦してきているというのが実態であり(5頁)、教授会の選考についても単に特任教員推薦委員会の推薦を形式上追認するだけというのがこれまでの実態であるとの主張がなされた上で(6頁)、平成17年までの15年間で特任教員任用希望者が理事会で任用を拒否された事案が1人もいないことが述べられている(8頁)。

そして、本来実質的議論を経てもおかしくない推薦委員会の推薦や教授会の決定が形式的であるのに、承認機関である理事会の決定が形式的でないはずがない。債権者もこれまでに特任教員任用手続を見聞きしているが、推薦

委員会、教授会の決定及び理事会の承認が形式的であると認識しており、かかる認識はどの教授においても一致している。

要件を漏らしてはいけない

したがって、特任教員任用希望者は本人が希望すれば任用されるとの事実が長期間反復継続しており、理事会においても形式的に特任教員任用希望者の任用を1例（乙2 このときの任用拒否は選挙管理委員長当時の行動に問題があったという名目での任用拒否であり、教学面での理由ではなかった。）を除いて承認してきたことからしても、そのことについて規範意識を有しているというべきであり、労使双方の規範意識に支えられているというべきである。

2 保全の必要性（追加）

口内外の

債権者の専門分野は企業や研究機関を訪問して調査活動を行うことが不可欠であるが、いずれの教育機関にも在籍しない無所属の状態であればこれら企業や研究機関の協力を得ることが困難となる場合が生じ、債権者の学術活動継続に著しい不利益が生じる。

よって、かかる観点からしても、保全の必要性は認められる。

以上